

# 新生「会社法」の 気になる用語Q & A (8)

制度調査部  
横山 淳

「株主名簿管理人」、「基準日株主」、「発行可能種類株式総数」

## 【要約】

2005年6月29日、新生「会社法」が国会で成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。本シリーズでは、新生「会社法」で使われている用語について簡単な解説をする。

本稿では、「株主名簿管理人」、「基準日株主」、「発行可能株式総数」、「発行可能種類株式総数」を紹介する。

## 【目次】

Q 1 : 「株主名簿管理人」とは何か? 「名義書換代理人」とは違うのか?

Q 2 : 「基準日株主」とは何か? 期末時点の株主のことか?

Q 3 : 「発行可能株式総数」とは、いわゆる「授権枠」のことか?

Q 4 : 「発行可能種類株式総数」とは何か? 「発行可能株式総数」とは何が違うのか?

## はじめに

2005年6月29日、商法等を大幅に改正する「会社法」が可決・成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。そのため、制度調査部にも多くの質問が寄せられている。

そこで本シリーズでは、制度調査部に寄せられた質問などを基に、新生「会社法」で使われている「気になる用語」について、Q & A形式で簡単な解説を行う。

本稿では、主に「株式関連」の事項から、「株主名簿管理人」、「基準日株主」、「発行可能株式総数」、「発行可能種類株式総数」を取り上げる。

## Q 1 : 「株主名簿管理人」とは何か? 「名義書換代理人」とは違うのか?

A 1 会社に代わって、株主名簿に関する事務(作成、名義書換、備置きなど)を行う者のこと。現行の名義書換代理人に相当するものであるが、次の点で異なっている。

名義書換だけでなく、作成など株主名簿に関わる事務全般を行うことが明記された。株主名簿だけでなく、新株予約権原簿に関する事務も（同一の機関が）共通して行うこととされた。

「会社法」では、「株主名簿管理人」を「株式会社に代わって株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務を行う者」と定義している（会社法 123）。当然、株主名簿の名義書換（株主名簿記載事項の記載又は記録）に関する事務も行うこととなる。

その意味では、「会社法」の「株主名簿管理人」は、現行制度の「（株主名簿の）名義書換代理人」（現行商法 206 ）に相当するものであるということができよう。ただし、次の相違点がある。

株主名簿の名義書換だけでなく、作成、備置きなど株主名簿に関わる事務全般を行うことが明記されている（会社法 123 など）。

株主名簿だけでなく、新株予約権原簿に関する事務も、（同一の）「株主名簿管理人」が共通して行うこととされている（会社法 252 など）。

前記 については、現在、既に名義書換代理人（信託銀行など）は、単に名義書換だけでなく、株主名簿に関わる様々な業務を現実には行っている。それを法律上も明文化したものと考えられるだろう。

前記 については、現行商法では、株主名簿の名義書換代理人と、新株予約権原簿の名義書換代理人は別個に委任することが可能となっている（商法 206 、 208 / 35 ）。「会社法」の下では、種類株式制度や新株予約権制度が多様化した。それに伴って、「取得条項付新株予約権を取得し、対価として株式を交付」、あるいは「取得条項付株式を取得し、対価として新株予約権を交付」といったことが行われることが想定される。そのため「株主名簿を管理する者と新株予約権原簿を管理する者は同一の者であることが適当」という判断によるものと説明されている<sup>1</sup>。

## Q 2 : 「基準日株主」とは何か？ 期末時点の株主のことか？

A 2 基準日において株主名簿に記載・記録されている株主のこと。

期末時点の株主も（定時株主総会の）議決権や配当についての「基準日株主」となるが、期末時点の株主に限られる訳ではない。中間配当、株式分割などの「基準日株主」も別途存在し得る。

「会社法」では、会社がある一定の日を定めて、その日の時点で株主名簿に記載・記録のある株主を、何らかの権利を行使することができる権利者と定めることができる、としている（会社法 124 ）。この場合に、会社が定めた一定の日のことを「基準日」、その基準日の時点で株主名簿に記載・記録されている株主のことを「基準日株主」と定義されている。

例えば、（定時株主総会の）議決権や（年度）配当については、通常、事業年度の期末が「基

<sup>1</sup> 相澤哲（法務省大臣官房参事官）「一問一答 新・会社法」（商事法務、2005年）p.69。

準日」とされている。従って、( 定時株主総会の ) 議決権や ( 年度 ) 配当についての「基準日株主」は、期末時点で株主名簿に記載・記録されている株主ということになるだろう。

その他にも、中間配当の「基準日株主」( 通常は中間期末時点の株主 )、株式分割の「基準日株主」なども考えられるだろう。

現行商法でも、同様の「基準日制度」が、株式分割 ( 商法 219 )、議決権の行使、配当の受領 ( 以上、商法 224 / 3 )、株主割当による新株発行 ( 商法 280 / 4 ) などに分かれて個別に規定されている。「会社法」では、「基準日制度」が株主による権利行使全般について一本化されているのである<sup>2</sup>。

なお、会社が「基準日」を定めるためには、次のいずれかの方法によることが求められている ( 会社法 124 )。

基準日の 2 週間前までに公告を行う。

定款に定めを設ける。

### Q 3 : 「発行可能株式総数」とは、いわゆる「授権枠」のことか？

A 3 基本的に、いわゆる「授権枠」のことである。

ただし、株式を消却した場合の取扱いは異なると解されている。

「会社法」は、「発行可能株式総数」を「株式会社が発行することができる株式の総数」と定義している ( 会社法 37 )。これは、現行商法のいわゆる「授権枠」( 会社が発行する株式の総数 ) に相当するものである。

定款の記載事項とされていること<sup>3</sup> ( 会社法 37、98 )、公開会社の場合、発行済株式総数の 4 倍以内とされていること ( 会社法 37、113 ) なども、基本的には、現行の「授権枠」と同じである。

ただし、「会社法」での「発行可能株式総数」と、現行商法での「授権枠」とでは、株式を消却した場合の取扱いが異なると解されている。

即ち、現行商法の下では、実務上、会社が株式を消却した場合には、その分だけ「授権枠」が減少するという取扱いがなされている。

他方、「会社法」の下では、会社が株式を消却しても、当然には「発行可能株式総数」は減少しない、という見解が、法務省の担当官によって示されている<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> 相澤哲 ( 法務省大臣官房参事官 ) ・岩崎友彦 ( 法務省民事局付 ) 「新会社法の解説 ( 3 ) 株式 ( 総則・株主名簿・株式の譲渡等 ) 」 ( 『商事法務』 No. 1739 ) pp. 42-43。

<sup>3</sup> 厳密には、現行商法では発起人が最初に作成する定款にも記載することが求められているのに対して ( 商法 166 )、「会社法」では、会社の設立手続の完了時までに定款に記載すればよいこととされている ( 会社法 37、98 ) という違いがある。

<sup>4</sup> 前出相澤・岩崎 pp. 40-41。なお、堀内勇世「発行可能株式総数 ( 授権枠 ) と株式の消却の関係」 ( 2005 年 9 月 30 日付 DIR 制度調査部情報 ) も参照。

**Q 4 : 「発行可能種類株式総数」とは何か? 「発行可能株式総数」とは何が違うのか?**

A 4 会社が発行できる各種類株式の総数のこと。「発行可能株式総数」が株式全体の発行上限を定めたものであるのに対して、「発行可能種類株式総数」は種類株式ごとの発行上限を定めたものと言えるだろう。

「会社法」では、「発行可能種類株式総数」を「株式会社が発行することができる一の種類の株式の総数」と定義されている(会社法 101 三)。

つまり、Q 3 で紹介した「発行可能株式総数」が、会社が発行できる株式全体の上限(= 授權枠)を定めているのに対して、「発行可能種類株式総数」は種類株式ごとに定められた発行上限(= 授權枠)であると言えるだろう。

「発行可能種類株式総数」と「発行可能株式総数」の関係については、「会社法」上、種類株式ごとの「発行可能種類株式総数」の合計が、全体の「発行可能株式総数」の範囲内であればならないという規制は、特に設けられていない。

つまり、理論上は、種類株式ごとの授權枠(= 発行可能種類株式総数)の合計が、全体の授權枠(= 発行可能株式総数)を上回ることも考えられるということである。ただし、この場合でも、実際に発行される株式の合計が、全体の授權枠(= 発行可能株式総数)を超えることは許されないと解されている<sup>5</sup>。

なお、「発行可能種類株式総数」は、各種類株式の内容と共に定款に規定することが求められる(会社法 108 )。

**(参照) これまでの「新生「会社法」の気になる用語Q & A」レポート一覧**

レポート名	執筆者	日付	用語
新生「会社法」の気になる用語Q & A (1)	横山 淳	2005.06.30	「公開会社」 「親会社・子会社」 「大会社」 「種類株式発行会社」
新生「会社法」の気になる用語Q & A (2)	横山 淳	2005.07.29	「無償割当」 「募集株式」 「株券発行会社」
新生「会社法」の気になる用語Q & A (3)	横山 淳	2005.07.29	「取得条項付株式」 「全部取得条項付株式」 「取得請求権付株式」 「取得条項付新株予約権」
新生「会社法」の気になる用語Q & A (4)	横山 淳	2005.08.25	「役員」 「役員等」 「業務執行取締役」 「社外取締役・社外監査役」

<sup>5</sup> 前出相澤・岩崎 pp.41-42。

新生「会社法」の気になる用語 Q & A (5)	横山 淳	2005.09.29	「配当財産」 「分配可能額」 「金銭分配請求権」 「基準株式数」
新生「会社法」の気になる用語 Q & A (6)	横山 淳	2005.09.30	「準備金」 「剰余金」 「計算書類」 「臨時決算日」 「臨時計算書類」
新生「会社法」の気になる用語 Q & A (7)	横山 淳	2005.10.20	「委員会設置会社」 「監査役設置会社」 「監査役会設置会社」 「取締役会設置会社」 「会計監査人設置会社」 「会計参与設置会社」
新生「会社法」の気になる用語 Q & A (8) (本レポート)	横山 淳	2005.11.18	「株主名簿管理人」 「基準日株主」 「発行可能株式総数」 「発行可能種類株式総数」